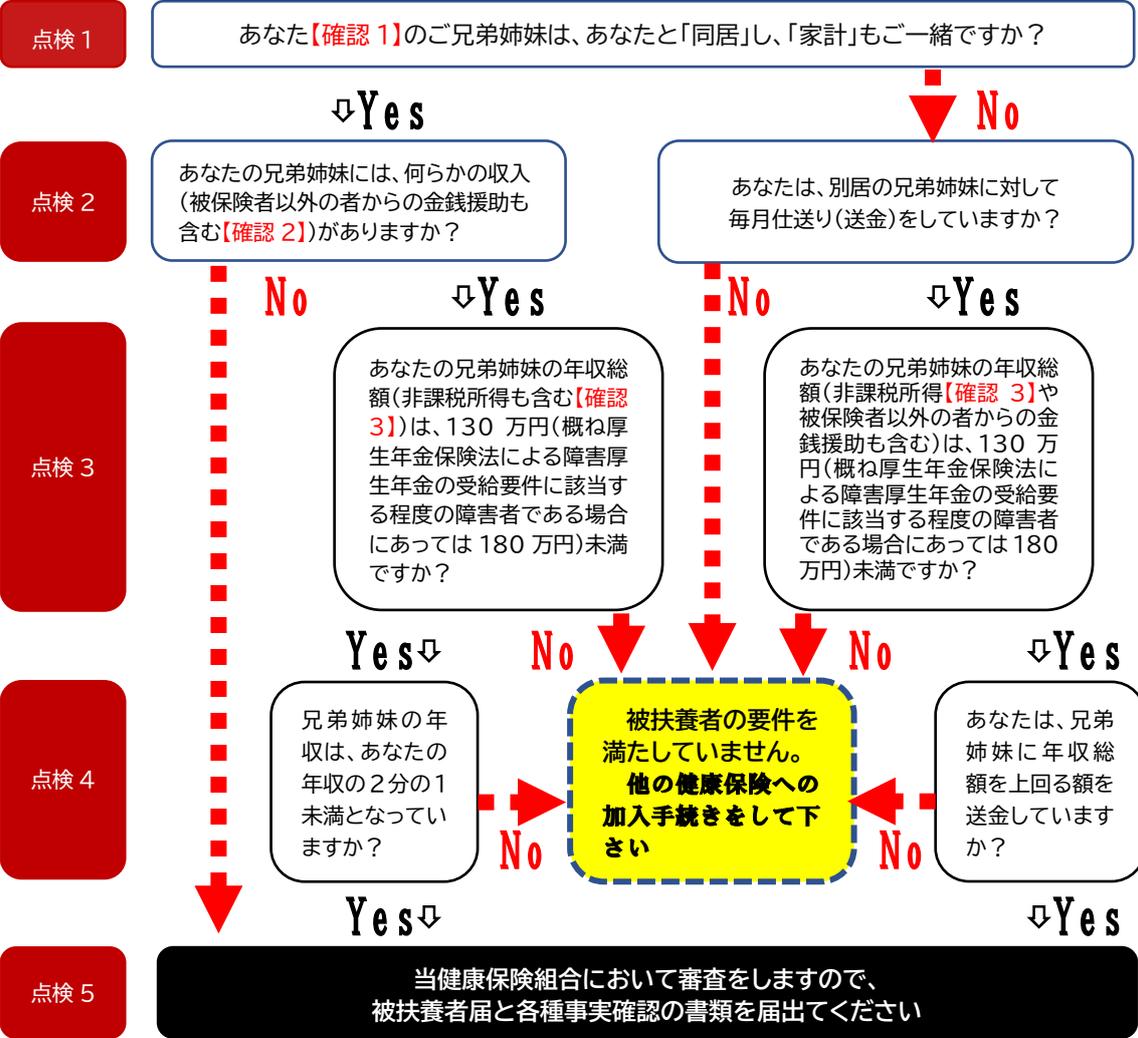


少なくとも別居後 6 ヶ月間の送金を証明する書類を添付のうえ申請してください。扶養調査にて「銀行振り込み控え」、「預金通帳等の写し」、「現金書留の控え(写しを含む)」のいずれかを提出していただき、送金の確認をいたします。送金額については、健保組合にお問い合わせください。

チャート 4

兄弟姉妹



【確認 1】 兄弟姉妹の届け出の場合には、もちろんそれぞれに収入の有無を確認することも重要ですが、兄弟姉妹を経済的に支えるうえで、被保険者が家計の中心的な役割を果たしているのかなどを確認します。

【確認 2】 被保険者以外の親族からの金銭援助額も、認定対象者の収入の範囲に入ります。

【確認 3】 遺族年金や障害年金など社会保障からの給付は、非課税であっても、収入の範囲となります。

【確認 4】 同居別居を問わず、生計維持関係の実態は把握させていただきます。

【確認 5】 送金について、別居している兄弟姉妹を被扶養者として申請する場合、「被保険者により生計が維持されている」とみなされる条件を満たす必要があります。また、別居後も被保険者からの送金により生計が維持されていることを証明する必要があります（単身赴任による別居を除く）。

なお、送金は被保険者から認定対象者の口座に送金を毎月行なわなければなりません。少なくとも別居後 6 ヶ月間の送金を証明する書類を添付のうえ申請してください。扶養調査にて「銀行振り込み控え」、「預金通帳等の写し」、「現金書留の控え(写しを含む)」のいずれかを提出していただき、送金の確認をいたします。送金額については、健保組合にお問い合わせください。